

# 再生手続開始申立書 (給与所得者等再生)

平成 年 月 日

新潟地方裁判 御中

申立人

ふりがな  
氏名

生年月日 昭和 年 月 日 ( 歳)

現住所 〒

職 業

(裁判所使用欄)

申立人代理人

氏名 印

事務所住所 〒

(送達場所)

電話番号 ( ) F A X 番号 ( )

## 申立ての趣旨

申立人について、給与所得者等再生による再生手続を開始する。

## 申立ての理由等

### 1 (申立要件及び手続開始要件)

申立人は、本申立書添付の債権者一覧表のとおり債務を負担しているが、収入及び財産等は別紙陳述書に記載のとおりであり、破産の原因たる事実の生じるおそれがある。

申立人は、給与又はこれに類する定期的収入を得る見込みがあり、かつ、その変動の幅が小さいと見込まれ、また、民事再生法25条各号に該当する事由はない。

### 2 (再生計画案作成についての意見)

申立人は、各再生債権者に対する債務について、相当部分の免除を受けた上、法律の要件を充たす額の金銭を分割して支払う方針である。

なお、現時点での計画弁済予定額は、月額 円であり、この弁済の準備及び手続費用支払の準備のため、申立後1週間以内の日を第1回とし、以後毎月 日までに、個人再生委員もしくは申立代理人(個人再生委員非選任時)の銀行口座に同額の金銭を入金する。

住宅資金特別条項（※）

なお、申立人所有の住宅に関する住宅資金貸付債権については、債権者と協議の上、住宅資金特別条項を定める予定である。

（※ 住宅ローン債務について再生計画で特別な条項を定める予定がある場合には、に✓印をつけてください。）

3（他の再生手続に関する申述）

申立人は、給与所得者等再生手続を行うことが相当と認められない場合は、小規模個人再生手続の開始を求める。